

議会運営委員会 行政視察報告書

視察日程 令和6年7月30日（火）～8月1日（木）

視察先 福井県敦賀市、京都府舞鶴市

参加者 （委員長）吉田 善三郎 （副委員長）眞鍋 利憲
（委員）吉原 敦 三宅 繁博 谷内 開 山本 照男
（議長）篠永 誠司

【福井県敦賀市】視察項目：議会運営・議会改革について

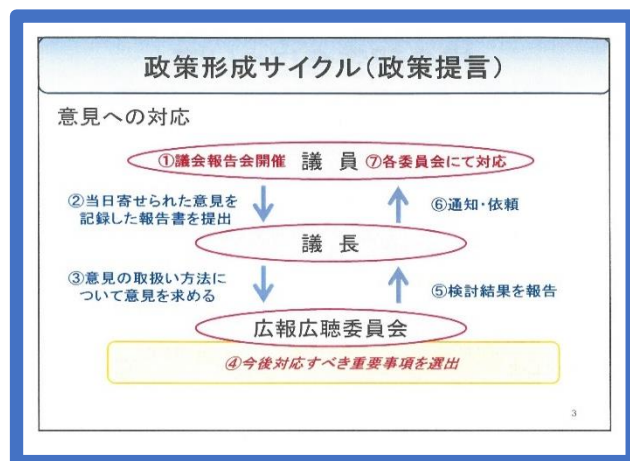
人口 62,531人 面積 251.41km² 議員定数 22人（令和6年4月1日時点）

1. 議会報告会について

平成23年3月に制定した議会基本条例において、議会報告会を年1回以上開催して、議会の説明責任を果たすとともに、市政に対する意見交換を行い、これらの事項に関して市民の意見を聴取して広報広聴の充実を図るよう、広報広聴委員会を設置し、議員自らが発信するよう、様々な取組を行っている。

2. 政策形成サイクルについて

議会報告会において、寄せられた意見をただ聴くのではなく、意見を政策提言につなげる「政策形成サイクル」を確立している。



3. 議会報告会開催形式について

議会報告会実施要綱に従い、毎年広報広聴委員会において時間帯や無料託児等、様々な工夫をしている。

過去の実績として、令和4年度は具体的なテーマを定めず、議会の役割や仕組み、主な審議内容等について、市中心部のホールで市民全体への報告会・意見交換会及び市内の公民館等へ赴いての報告会・意見交換会を実施した。

令和5年度には、令和4年度の実績を踏まえ、意見交換会において具体的なテーマを「新幹線開業後の敦賀に期待すること」として、市中心部のホール及び公民館等へ赴いて報告会・意見交換会を実施した。

いずれにおいても、少人数であればあるほど意見が言いやすいという市民からの意見をいただいたことから、意見交換会では必ずグループに分かれて実施することとしている。

4. 議会報告会の周知方法や周知期間について

議会報告会開催の周知方法として9つの方法を実施している。

- ・ プレスリリース（17プレス）開催日決定後及び開催日前日の2回

- ・ 広報広聴委員の市政広報チャンネル出演（CATVの行政広報チャンネル）
- ・ 広報広聴委員のラジオ出演（コミュニティFM局）
- ・ 議会広報誌（全戸配布）
- ・ 敦賀市広報誌（全戸配布）
- ・ 議員による市内イベント会場等のチラシ配布
- ・ 各町内への回覧板（チラシ）
- ・ 公共施設でのポスター掲示
- ・ 市ホームページ

必要資料等の作成やCATVやラジオ出演、チラシ配布活動等いずれの周知方法においても議員自らが行っている。

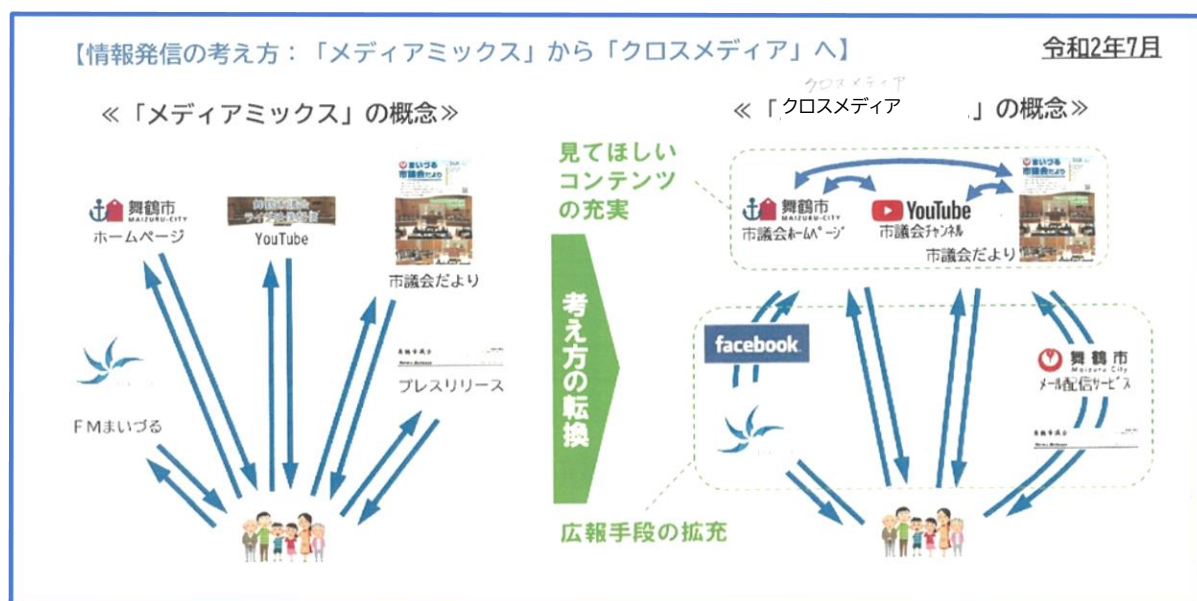
5. 検討課題について

- ・ 参加者数が少ない、参加者の年齢等に偏りがある
→全体での報告会に参加できない層の方も気軽に参加してもらえよう、またそういった方々からの意見を聴く意味も込めて、令和4年度より各団体に赴いて「出前型議会報告会」を行っている。そのほかにも無料で託児を実施。
- ・ 参加者が発言しやすい場づくり
→少人数のほうが発言しやすい傾向にあることを踏まえ、意見交換をグループに分かれて行う。
- ・ 報告に関する資料・説明が難しい、分かりにくい
→資料、説明には専門用語や議会特有の言い回しを使用しており、市民に伝わりづらい部分がある。

【京都府舞鶴市】視察項目：議会運営・議会改革について

人口 75,466人 面積 342.13km² 議員定数 25人（令和6年4月1日時点）

1. SNS（フェイスブック）等による情報発信・情報共有



令和2年7月に「メディアミックス」から「クロスメディア」へ考え方を転換させ、情報を発信している。

2. 使用している情報発信ツール及び位置づけ

ツール（媒体）	考え方（位置づけ）
ホームページ	議会のあらゆる情報の集合体 （これを見れば全て載っている）
市議会だより	紙媒体に慣れ親しんでいる方への情報提供 主に定例会や議会活動の結果報告を掲載
Y o u T u b e	即座に伝える・ありのままを伝える・分かりやすく伝える 本会議や委員会のライブ映像・録画映像、議会の活動報告を配信
F a c e b o o k	トピックスの発信、拡散への期待 短い文章と写真で議会の動きを発信、ホームページへの誘導
F M放送	議会議員を身近に感じてもらう 定例会の報告・議会活動の報告・議会に関する基本的事項を発信
メール配信サービス	気づいてもらう・思い出してもらう 定例会のお知らせ（傍聴・Y o u T u b e 視聴の促進）、意見・参加者の募集
プレスリリース	記事にしてもらいやすい環境（関係）づくり 議会の動きを逐次情報提供

3. SNSの運営方針（主な事項）

- ・ 組織としての公式の情報発信であることを十分認識すること
- ・ 一度掲載した内容は、既に拡散していることを念頭に、安易に削除しない
- ・ いわゆる「炎上」状態に陥った場合は、個人で処理しようとせず、必ず所属長及び広報広聴課との相談のもと、冷静に対応すること
- ・ F a c e b o o k や Y o u T u b e の書き込み・コメントには返信しない

4. SNS等情報発信に関する検討課題

- ・ ホームページの構成がわかりにくい
- ・ F a c e b o o k の利用率は低下傾向にある
- ・ F M放送の費用（労力）対効果が見えにくい
- ・ 議会・議員の役割や取組をより知っていただきたいが、人員・時間・経費は限られている

5. わがまちトークによる市民参画

令和元年からワークショップ形式で実施

【実施内容】

項目	内容
テーマ	各常任委員会で「重点事項」に沿って決定
相手方	テーマに関連する団体及び公募市民
当日の流れ	1 開会挨拶・内容説明…10分程度 2 意見交換 …60分程度 3 班発表（共有） …各班 3 分程度 4 閉会挨拶 …1 分程度
意見交換の進め方	議員 1 人と参加者 4 ～ 5 人でグループをつくり、K J 法

	(※) を用いたワークショップ形式で意見交換 (議員がファシリテーターとなって進行)
結果の取扱い	他の調査研究と併せて政策提言に反映させる

※ K J 法とは、断片的な情報やアイデアを効率的に整理し、問題解決や新たな発想を促す手法。一般的には、付箋などのカードに情報を書き出し、それらをグループ化することで情報整理を行う。

6. ワークショップ形式のメリットと課題

【メリット】

- ・ 話しやすい雰囲気がつくれる
- ・ 参加者全員が発言できる
- ・ 不平、不満や要望を聴く場になりにくい
- ・ 参加者アンケートでも参加してよかった・また参加したいという意見が 9 割を占めており、上記のことからも満足感を得られていると考えられる。

【課題】

- ・ 議員のファシリテーターとしてのスキルアップ
→ 議会アドバイザーによる講義、ファシリテーション研修によるテクニック向上、委員会による勉強会の強化（施策等の把握）に取り組む予定
- ・ 参加者の固定化（懸念事項）
→ 委員会間の調整（依頼する団体の調整）、募集・依頼方法の検討に取り組む

まとめ

敦賀市では、平成23年には議会基本条例を定め、その中で「議会は、市民に対する議会報告会を年1回以上開催して、議会の説明責任を果たすとともに、市政に対する意見交換会を行い、これらの事項に関して市民の意見を聴取して広報広聴の充実を図るものとする。」としており、様々な工夫を凝らした議会報告会を開催している。

特に、議会報告会の周知方法では、プレスリリースをはじめ、CATVの行政広報チャンネルへの議員自らの出演、議会広報誌での全戸へのお知らせ、各町内会の回覧板での広報、公共施設でのポスター掲示、議員による市内イベント会場等でのチラシ配布など、多くの努力をされていることを学んだ。

舞鶴市では、SNS等での情報発信を迅速に行い、定例会本会議だけでなく委員会についてもSNS等で公開している。「議会アドバイザー」による講義等も年2回程度開催され、議員一人一人の資質向上・意識向上につながっており、議長を除く全員が一般質問をされたり、議会報告会「わがまちトーク」ではファシリテーターを担っており、大いに参考になった。

また、「第21期舞鶴市議会基本条例実行計画に基づく取組」として、議員任期4年間で取り組む内容を定め、議会運営委員会等で議論を重ねながら、議会基本条例の理念の実現を目指していることも学びとなった。

本市でも視察を通じて、これまでの経験・反省を踏まえ、議員自らの資質向上を図り、今後に生かすことができるよう研究を進めなければならないと感じた。引き続き、四国中央市議会のあるべき姿に向かって進む道を探って行きたい。